

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表第 1 （第 5 条の 2 関係）							別表第 1 （第 5 条の 2 関係）							
青少年の家の名称	附属の施設	単 位	使用料の額		附属の設備の使用料の額		青少年の家の名称	附属の施設	単 位	使用料の額		附属の設備の使用料の額		
			高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般						高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般			
岩手県立県南青少年の家	〔略〕						岩手県立県南青少年の家	〔略〕						
	体育館	1 時間までごとに	9 時から 17時まで	〔略〕	<u>460</u>			体育館	1 時間までごとに	9 時から 17時まで	〔略〕	<u>470</u>		
			17時から 21時まで	〔略〕	<u>610</u>					17時から 21時まで	〔略〕	<u>620</u>		
	多目的グラウンド又は野球場	〔略〕		<u>470</u>		多目的グラウンド又は野球場		〔略〕		<u>480</u>				
	テニスコート	〔略〕		<u>110</u>	<u>220</u>			テニスコート	〔略〕		<u>120</u>	<u>230</u>		
	〔略〕							〔略〕						
	宿泊室	〔略〕		<u>640</u>		宿泊室		〔略〕		<u>650</u>				
岩手県立	〔略〕						岩手県立	〔略〕						
	体育館	1 時間	9 時から	〔略〕	<u>460</u>			体育館	1 時間	9 時から	〔略〕	<u>470</u>		

陸中 海岸 青少 年の 家		までご とに	17時まで			
			17時から 21時まで	[略]	<u>610</u>	
	グラウンド	[略]			<u>470</u>	
	[略]					
	宿泊室	[略]			<u>640</u>	
岩手 県立 県北 青少 年の 家	[略]					
	スポーツホール	1 時間 までご とに	9 時から 17時まで	[略]	<u>460</u>	[略]
			17時から 21時まで	[略]	<u>610</u>	
	ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード ゴルフ場	[略]			<u>470</u>	
	スケート場	[略]		<u>420</u>	<u>570</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては 1 人 1 足につ き 370 円、 一般にあつ ては 1 人 1 足 につ き <u>480円</u> 2 [略]

陸中 海岸 青少年の 家		までご とに	17時まで			
			17時から 21時まで	[略]	<u>620</u>	
	グラウンド	[略]			<u>480</u>	
	[略]					
	宿泊室	[略]			<u>650</u>	
岩手 県立 県北 青少年の 家	[略]					
	スポーツホール	1 時間 までご とに	9時から 17時まで	[略]	<u>470</u>	[略]
			17時から 21時まで	[略]	<u>620</u>	
	ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード ゴルフ場	[略]			<u>480</u>	
	スケート場	[略]		<u>430</u>	<u>580</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては1 人1足につ き370円、 一般にあつ ては1人1 足につ き <u>490円</u> 2 [略]

テニスコート	[略]	<u>110</u>	<u>220</u>	
[略]				
宿泊室	[略]	<u>640</u>		

[略]

別表第2（第3条、第6条関係）

青少年の家の名称	附属の施設	利用料金の上限額						
		個人使用				貸切使用		
		区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩手県立県北青少年の家	スケート場	普通利用料 金（1回に つき）	[略]	円 <u>500</u>	円 <u>680</u>	土曜日及び 休日の利用 料金（1時 間までごと に）	円 <u>13,120</u>	円 <u>26,250</u>
		回数利用料 金（6回に つき）	[略]	<u>2,520</u>	<u>3,420</u>			
		定期 利用 料金 （1 シー ズン につ き）	競技 関係 者	[略] <u>10,080</u>	<u>13,680</u>	その他の日 の利用料金 （1時間ま でごとに）	<u>9,840</u>	<u>19,680</u>
			その 他の 者	[略] <u>20,160</u>	<u>27,360</u>			

テニスコート	[略]	<u>120</u>	<u>230</u>	
[略]				
宿泊室	[略]	<u>650</u>		

[略]

別表第2（第3条、第6条関係）

青少年の家の名称	附属の施設	利用料金の上限額						
		個人使用				貸切使用		
		区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩手県立県北青少年の家	スケート場	普通利用料 金（1回に つき）	[略]	円 <u>510</u>	円 <u>690</u>	土曜日及び 休日の利用 料金（1時 間までごと に）	円 <u>13,420</u>	円 <u>26,850</u>
		回数利用料 金（6回に つき）	[略]	<u>2,580</u>	<u>3,480</u>			
		定期 利用 料金 （1 シー ズン につ き）	競技 関係 者	[略] <u>10,320</u>	<u>13,920</u>	その他の日 の利用料金 （1時間ま でごとに）	<u>10,070</u>	<u>20,130</u>
			その 他の 者	[略] <u>20,640</u>	<u>27,840</u>			

		附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	靴（ 1回 につ き）	[略]	<u>570</u>	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	放 送 設 備 （ 1時 間 ま で ご と に）	<u>710</u>	<u>1,450</u>			
			[略]				[略]					
[略]												

		附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	靴（ 1回 につ き）	[略]	<u>580</u>	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	放 送 設 備 （ 1時 間 ま で ご と に）	<u>730</u>	<u>1,480</u>			
			[略]				[略]					
[略]												

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。